平成２８年（フ）第１８０号
福井市米松１丁目８番18号　アバガーデンコート米松307号室
債務者　大島　恵理
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑野　陽壮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７５号
長崎県大村市原口町641番地38　ナウビレッジハウス１号室
債務者　島田　清治
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵口　純吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１４８９号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑428番地１　カリーノハウス101
債務者　松木　賢二
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永合　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０３号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字梅ノ木原28―２、住民票上の住所京都府綴喜郡井手町大字井手小字南猪ノ阪85番地
債務者　森田　直揮
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木真一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５０４号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字梅ノ木原28―２、住民票上の住所京都府綴喜郡井手町大字井手小字南猪ノ阪85番地
債務者　森田　茂
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木真一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２３号
岩手県二戸郡一戸町面岸字一本木115番地２
債務者　坂本　幸雄
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２８年（フ）第８７８号
さいたま市岩槻区諏訪４丁目６番地　30号106
債務者　清水　幸子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９２３号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５―22―508
債務者　山神留美子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９２８号
さいたま市緑区東浦和２丁目73番地１　２棟101号
債務者　市村　正輝
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９５３号
埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目８番３号　ポポハウス301号
債務者　今井誠一郎
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２２４号
埼玉県熊谷市新堀1138番地１　籠原住宅５号棟101号室
債務者　浅子　春美
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第６１２号
千葉市花見川区幕張本郷３丁目22番５号　幕張荘１－Ａ号
債務者　髙橋　靖彦
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６３６号
千葉県浦安市東野１丁目20番13号
債務者　松野　　望（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６３８号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番15棟302号
債務者　丸山　順一
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６５２号
千葉県市川市欠真間２丁目10番13号　（ハイツロオジェ202号）
債務者　佐藤　正博
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６５９号
千葉市中央区千葉寺町64番地13
債務者　河村　祥人
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係